

令和6年2月15日
 福祉保健部感染症対策・薬務課

 新潟県感染症情報（週報速報版）をお知らせします
 （令和6年第6週：2月5日から2月11日まで）

◎新潟県感染症情報は「速報版」であり、前週公表した数値と異なる場合があります。

<新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連>
◆新型コロナウイルス感染症の定点当たり報告数は全県で18.48です。（別紙1参照）

 ○今週の定点当たり報告数は、前週の18.92に比べ、0.98倍に減少しました。

 ○新型コロナウイルス感染症入院サーベイランスにおいて、県内13の基幹定点医療機関からの定点当たりの報告数は5.38（実数70例）と前週の5.00（実数65例）に比べ増加しました。

医療機関等情報支援システム（G-MIS）データによる入院者数等は下記HPをご覧ください。

 【<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/shingata-corona/>】

 ●今週の
トピック

◆基本的な感染対策をお願いします。

- 発熱や咳などの症状がある場合は、外出を控えてください。
- やむを得ず外出される場合にはマスクを着用するとともに、手洗いの励行など基本的な感染対策の徹底をお願いします。

◆インフルエンザの注意報基準を超えています。（別紙2参照）

- 定点当たりの報告数が全県で14.51と前週の15.70に比べ減少しました。国の示す注意報基準（定点当たり10）を超えています。
- 複数の保健所管内で注意報基準を超え、学校や児童福祉施設における集団発生も報告されており、十分な注意が必要です。
- 発熱や咳などの症状がある場合は、外出を控えてください。
- やむを得ず外出される場合にはマスクを着用するとともに、手洗いの励行など基本的な感染対策の徹底をお願いします。

◆咽頭結膜熱の警報を発令しています。（別紙3参照）

- 定点あたりの報告数が全県で 3.69 と前週の 3.18 に比べ増加しました。国の示す警報基準（定点当たり3）を超えているため、警報を継続します。
- アルコール消毒が効きにくいいため、石けんと流水による手洗い、うがい、咳エチケットといった基本的な感染対策の徹底をお願いします。

◆腸管出血性大腸菌感染症の届出がありました。（別紙4参照）
◆梅毒の届出がありました。（別紙5参照）

全県に警報を発令している疾病：咽頭結膜熱（警報基準3、終息基準1）

国の示す警報基準以上となった管内のある疾病：

- インフルエンザ（警報基準30）：南魚沼
- 咽頭結膜熱（警報基準3）：新潟市、新発田、三条、長岡、柏崎
- A群溶血性レンサ球菌咽頭炎（警報基準8）：三条、上越
- 急性出血性結膜炎（警報基準1）：三条

●定点報告

●全数報告

1類感染症	届出なし					
2類感染症	結核	新潟市	新津	糸魚川	上越	うち無症状病原体保有者 2 (糸魚川 2)
		2	1	2	1	
3類感染症	腸管出血性大腸菌感染症	1 件	新潟市保健所管内	患者	20 歳代女性	
4類感染症	E 型肝炎	1 件	新潟市保健所管内	患者	70 歳代男性	
5類感染症	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	1 件	長岡保健所管内	患者	80 歳代男性	
	梅毒	5 件	新潟市保健所管内	患者	30 歳代男性	
			新潟市保健所管内	患者	30 歳代男性	
			三条保健所管内	無症状病原体保有者	50 歳代男性	
			十日町保健所管内	患者	40 歳代男性	
上越保健所管内			無症状病原体保有者	40 歳代女性		

次回は令和 6 年 2 月 22 日（木）発行予定です。

福祉保健部感染症対策・薬務課感染症対策係
 電話 025-280-5200(内線 2665)
 ※新型コロナウイルス感染症に関しては、新潟県医療調整本部
 電話 025-280-5353(内線 5913)

5類感染症定点把握対象疾患(週報届出分)地域振興局等管内別報告数

令和6年第6週:2月5日から2月11日まで

		県計	新潟市	新発田	新津※	三条	長岡	魚沼	南魚沼	十日町	柏崎	糸魚川	村上	佐渡	上越
新型コロナウイルス感染症	実数	1589	388	207	30	157	177	19	77	105	97	40	59	81	152
	定点当	18.48	16.17	29.57	10.00	19.63	13.62	6.33	25.67	35.00	19.40	13.33	19.67	27.00	19.00
インフルエンザ	実数	1248	330	128	26	95	298	7	94	18	38	20	27	30	137
	定点当	14.51	13.75	18.29	8.67	11.88	22.92	2.33	31.33	6.00	7.60	6.67	9.00	10.00	17.13
RSウイルス感染症	実数	3	1								2				
	定点当	0.05	0.06								0.67				
咽頭結膜熱	実数	203	72	18	4	19	37			4	27	4	3	2	13
	定点当	3.69	4.50	4.50	2.00	3.80	4.63			2.00	9.00	2.00	1.50	1.00	2.60
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	実数	418	118	25	6	90	48	6	6	3	11	5	2	4	94
	定点当	7.60	7.38	6.25	3.00	18.00	6.00	3.00	3.00	1.50	3.67	2.50	1.00	2.00	18.80
感染性胃腸炎	実数	261	62	35		6	21	9	1	13	12	21	2	14	65
	定点当	4.75	3.88	8.75		1.20	2.63	4.50	0.50	6.50	4.00	10.50	1.00	7.00	13.00
水痘	実数	7	3	1			2					1			
	定点当	0.13	0.19	0.25			0.25					0.50			
手足口病	実数	4							1	2	1				
	定点当	0.07							0.50	1.00	0.33				
伝染性紅斑	実数														
	定点当														
突発性発疹	実数	15	4			1	2			1	1	1			5
	定点当	0.27	0.25			0.20	0.25			0.50	0.33	0.50			1.00
ヘルパンギーナ	実数														
	定点当														
流行性耳下腺炎	実数														
	定点当														
急性出血性結膜炎	実数	2				2									
	定点当	0.20				2.00									
流行性角結膜炎	実数														
	定点当														
細菌性髄膜炎	実数														
	定点当														
無菌性髄膜炎	実数	1		1											
	定点当	0.08		1.00											
マイコプラズマ肺炎	実数														
	定点当														
クラミジア肺炎(オウム病を除く)	実数														
	定点当														
感染性胃腸炎(ロタウイルスに限る)	実数	2								2					
	定点当	0.15								2.00					

※新津は、新潟地域振興局管内(五泉市、阿賀町)

実数:指定届出機関(定点医療機関)からの患者報告の総数

定点当:実数を指定届出機関(定点医療機関)の総数で除したもの

5類感染症定点把握対象疾患(週報届出分)最近6週間の推移

		5週前	4週前	3週前	2週前	1週前	今週
新型コロナウイルス感染症	実数	483	572	867	1276	1627	1589
	定点当	5.62	6.65	10.08	14.84	18.92	18.48
インフルエンザ	実数	948	823	1177	1520	1350	1248
	定点当	11.02	9.57	13.69	17.67	15.70	14.51

令和6年第6週:2月5日から2月11日まで

年齢別	0歳	1~4歳	5~9歳	10~14歳	15~19歳	20~59歳	60歳以上
実数	56	216	323	295	95	413	191
定点当	0.65	2.51	3.76	3.43	1.10	4.80	2.22
実数	7	148	455	403	70	130	35
定点当	0.08	1.72	5.29	4.69	0.81	1.51	0.41

		5週前	4週前	3週前	2週前	1週前	今週
RSウイルス感染症	実数	2	2	1	4	1	3
	定点当	0.04	0.04	0.02	0.07	0.02	0.05
咽頭結膜熱	実数	65	104	105	156	175	203
	定点当	1.18	1.89	1.91	2.84	3.18	3.69
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	実数	119	202	356	348	341	418
	定点当	2.16	3.67	6.47	6.33	6.20	7.60
感染性胃腸炎	実数	68	131	194	235	316	261
	定点当	1.24	2.38	3.53	4.27	5.75	4.75
水痘	実数	10	9	4	8	5	7
	定点当	0.18	0.16	0.07	0.15	0.09	0.13
手足口病	実数	7	7	4	7	13	4
	定点当	0.13	0.13	0.07	0.13	0.24	0.07
伝染性紅斑	実数		1		3		
	定点当		0.02		0.05		
突発性発疹	実数	7	14	11	9	11	15
	定点当	0.13	0.25	0.20	0.16	0.20	0.27
ヘルパンギーナ	実数	1	1	1	1	1	
	定点当	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	
流行性耳下腺炎	実数	1	1	2	1		
	定点当	0.02	0.02	0.04	0.02		
急性出血性結膜炎	実数		1	1	1	1	2
	定点当		0.10	0.10	0.10	0.10	0.20
流行性角結膜炎	実数	1	3	4	1	6	
	定点当	0.10	0.30	0.40	0.10	0.60	
細菌性髄膜炎	実数						
	定点当						
無菌性髄膜炎	実数				1	1	1
	定点当				0.08	0.08	0.08
マイコプラズマ肺炎	実数		1		1		
	定点当		0.08		0.08		
クラミジア肺炎(オウム病を除く)	実数						
	定点当						
感染性胃腸炎(ロタウイルスに限る)	実数			1	6	3	2
	定点当			0.08	0.46	0.23	0.15

年齢別	0歳	1~4歳	5~9歳	10~14歳	15~19歳	20~59歳	60歳以上
実数	1	2					
定点当	0.02	0.04					
実数	4	121	75	2			1
定点当	0.07	2.20	1.36	0.04			0.02
実数	1	130	220	49	8	10	
定点当	0.02	2.36	4.00	0.89	0.15	0.18	
実数	8	134	79	30	4	6	
定点当	0.15	2.44	1.44	0.55	0.07	0.11	
実数		2	4	1			
定点当		0.04	0.07	0.02			
実数		2	2				
定点当		0.04	0.04				
実数							
定点当							
実数	2	13					
定点当	0.04	0.24					
実数							
定点当							
実数							2
定点当							0.20
実数							
定点当							
実数							1
定点当							0.08
実数							
定点当							
実数		2					
定点当		0.15					

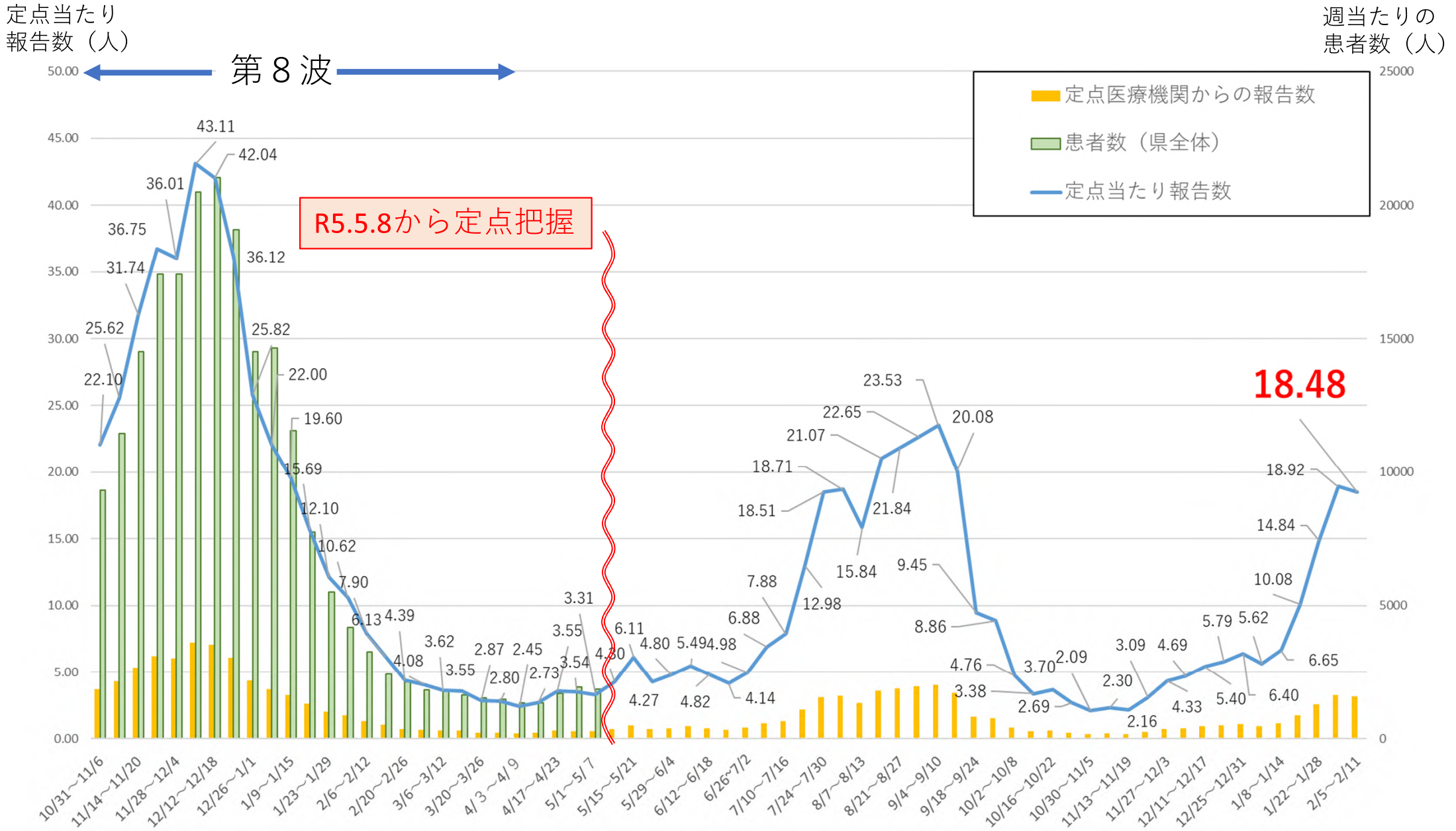
入院サーベイランス

		5週前	4週前	3週前	2週前	1週前	今週
新型コロナウイルス感染症	実数	59	64	41	51	65	70
	定点当	4.54	4.92	3.15	3.92	5.00	5.38
インフルエンザ	実数	23	16	12	17	5	11
	定点当	1.77	1.23	0.92	1.31	0.38	0.85

年齢別	0歳	1~4歳	5~9歳	10~14歳	15~19歳	20~59歳	60歳以上
実数		1				8	61
定点当		0.08				0.62	4.69
実数			3				8
定点当			0.23				0.62

指定届出機関(定点医療機関)から報告の修正等があった場合、前週の感染症情報(週報速報版)で公表した数値と異なる場合があります。

(参考) 新型コロナ定点での定点当たり報告数



R4.10.31~R5.5.7の定点当たり報告数は患者数 (全数報告) から新潟県で独自に算出

インフルエンザの定点当たり報告数が国の示す注意報基準を超えています
～手洗い、咳エチケット等予防に努めましょう～

新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課

1 流行状況

- 令和6年第6週（2月5日～2月11日）のインフルエンザの定点当たり報告数は 14.51 となり、前週の 15.70 に比べ減少しました。国の示す注意報基準（定点当たり報告数 10）を超えています。

2 予防方法等

- ◎ 季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策は同じです。以下の対策を徹底するようお願いします。
 - 発熱や咳などの症状があるときや具合が悪いときは、
 - ① 外出を控え、イベント等への不参加を徹底しましょう。
 - ② 登校や出勤はしないようにしましょう。
 - ③ やむを得ず外出が必要な場合はマスクを着用し、人混みを避けてください。
 - 外出からの帰宅後は手洗いを徹底してください。
 - 十分な睡眠とバランスのとれた食事で基礎体力をつけてください。
 - 室内では、適度な湿度（50～60％）を保ってください。
 - 基礎疾患（慢性肺疾患、免疫不全状態、慢性心疾患、糖尿病、腎臓病等）のある方や妊婦は重症化する例もありますので、予防には特に注意してください。
 - り患したと思われる場合は、早めに医療機関を受診してください。
- ◎ 感染が疑われるような体調の変化を感じたら、県ホームページを参考に適切な相談・受診を検討してください。

[<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/shingata-corona/>]

3 学校保健安全法における扱い

- 第二種感染症として定められており、発症から5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで出席停止となります。ただし、病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めたときには、この限りではありません。

咽頭結膜熱について

新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課

1 流行状況

- 令和6年第6週（2月5日～2月11日）の定点当たり報告数は全県で 3.69 となり、前週の 3.18 に比べ増加しました。終息基準（定点当たり1）を下回るまで、警報を継続します。

2 咽頭結膜熱とは

- 咽頭結膜熱は、アデノウイルスの感染により、発熱（38～39度）、のどの痛み、結膜炎といった症状を来す、小児に多い病気です。
- 高熱が比較的長く（5日前後）続くことがあります。特別な治療法はありませんが、ほとんど自然に治ります。吐き気、頭痛の強いとき、せきが激しいときは早めに医療機関に相談してください。
- 通常は6月頃から徐々に流行しはじめ、7～8月にピークとなります。冬場でも感染が流行することもあります。

3 予防方法

- 主な感染経路は、飛沫感染あるいは接触感染です。プールでの接触やタオルの共有により感染することもあるため、プール熱と呼ばれることもありますが、近年ではタオルの共用が減った等の理由からプールにおける集団感染の報告はみられなくなっています。
- アルコール消毒が効きにくいいため、石けんと流水による手洗い、うがい、咳エチケットといった基本的な感染対策が大切です。
- 感染者との密接な接触は避け、タオル等は別に使用してください。
- 症状が消退後1か月程度は、感染者の便の中にはウイルスが含まれます。トイレの後やおむつ交換の後、食事の前には手洗いを心がけましょう。
- 症状があるときは外出を控え、無理に登園や登校はしないようにしましょう。

4 学校保健安全法における扱い

- 第二種感染症として定められており、主要症状が消退した後2日を経過するまでが出席停止となります。ただし、病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められた時は、この限りではありません。

5 参考

- 厚生労働省「咽頭結膜熱について」
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou17/01.html>
- 国立感染症研究所「咽頭結膜熱とは」
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/a/adenopfc.html>
- こども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）（2023（令和5）年5月一部改訂）」
https://www.zenshihoren.or.jp/uploads/topics_download/20230509093415.pdf
- 日本小児科学会 予防接種・感染症対策委員会「学校、幼稚園、認定こども園、保育所において予防すべき感染症の解説（2023年5月改訂版）」
https://www.jpeds.or.jp/uploads/files/yobo_kansensho_20230531.pdf

腸管出血性大腸菌感染症について

新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課

1 腸管出血性大腸菌感染症とは

- 大腸菌のうち、ベロ毒素を産生する菌（腸管出血性大腸菌）が原因で起こります。
 - (1) 種類 代表的な血清型はO157、O26、O111 などです。
 - (2) 感染経路 菌に汚染された食物や便を介して感染します。
 - (3) 潜伏期間 3～5日
 - (4) 症状 下痢、腹痛、水様便、血便、発熱、溶血性尿毒症症候群（HUS）
 - ・症状は無症状から重篤なものまで様々です。発熱は軽度で、多くは37℃台です。
 - ・HUSは、腎機能や神経学的障害などの後遺症や、死亡することもある重篤な疾患です。

2 予防方法

- 予防のため、特に次のことに注意してください。
 - (1) 手洗いの励行
 - 外出先からの帰宅時やトイレ後、調理の前後、食事前などは、流水と石けんによる手洗いを励行しましょう。
 - (2) 食品の十分な加熱と洗浄
 - 腸管出血性大腸菌は75℃で1分以上加熱すると死滅します。加熱すべき食品は中心部まで十分加熱しましょう。また、野菜等を生で食べるときはよく洗いましょう。
 - (3) 調理器具の使い分けと消毒
 - 調理器具は食材・用途ごとに使い分け、使用後は洗浄・消毒を徹底しましょう。
 - 特に、「生肉を焼くためのトングや箸(はし)」と「焼いた後に取り分けるトングや食べる箸」は使い分けるようにしてください。
 - (4) その他
 - 重症化させないためにも、症状が現れたら早めに医療機関を受診しましょう。
- 参考：厚生労働省のホームページ：
 - 腸管出血性大腸菌Q&A【<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000177609.html>】

3 学校保健安全法における扱い

第三種感染症に定められており、病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで出席停止となります。

4 届出状況

年	報告数	○血清型内訳
令和5年	65	0157：34件、08：12件、018：2件、055：1件、091：1件、0121：2件、0115：2件、0103：1件、血清型不明：10件
令和6年	2	0153：1件、0111：1件

【平成11年～令和6年（第4週まで）の届出数一覧】

H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
18	20	35	22	13	28	27	34	32	50
H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
55	29	59	59	68	55	58	52	81	100
R1	R2	R3	R4	R5	R6				
62	52	27	48	65	2				

<参考> 全国：113件（令和6年第1週～令和6年第5週まで）

梅毒について

新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課

1 梅毒とは

- 梅毒は、梅毒トレポネーマという病原菌によって起こされる性感染症です。この細菌は、主に性交渉中に感染部位と粘膜や皮膚が接触することにより、人から人へと感染します。
- 梅毒に感染すると、初期には感染がおきた部分（陰部、口唇部、口腔内、肛門部等）にしこりができます。数か月後には、リンパ腺が腫れる、手のひら・足の裏・体全体に赤い発しんが出ることがあります。
- 梅毒に感染している妊娠中の女性では、胎盤を通じて胎児に感染し、死産、早産、新生児死亡、奇形（先天梅毒）が起こることがあります。

2 対応・予防方法

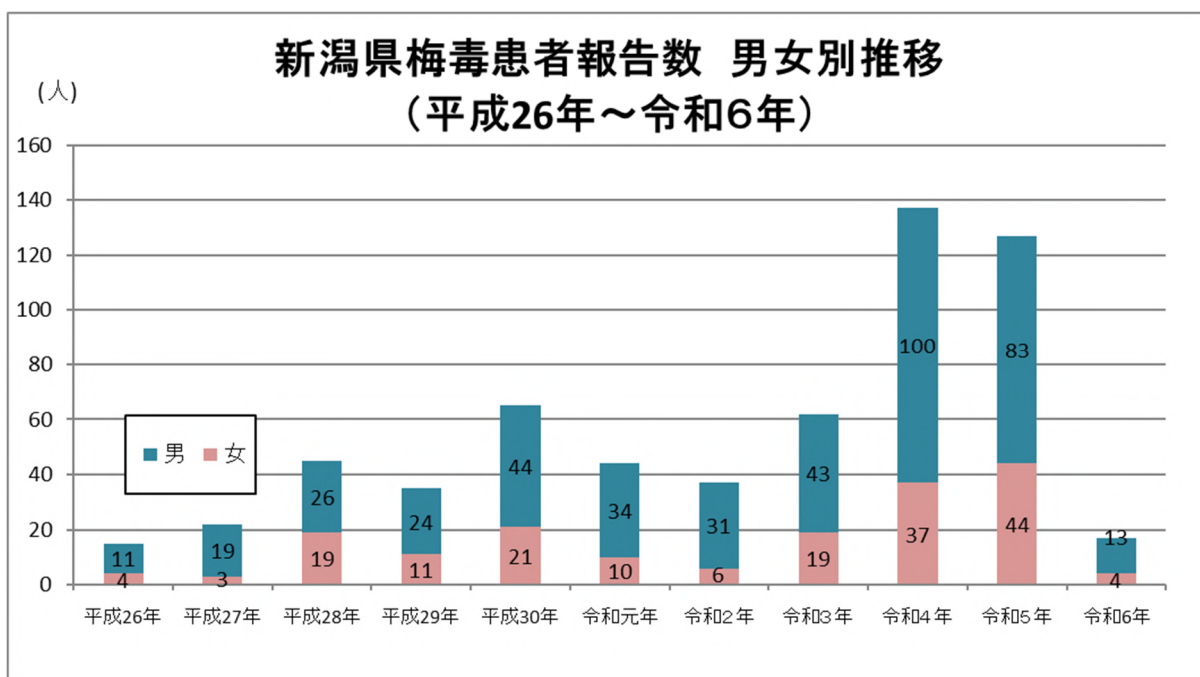
- 梅毒は早期の薬物治療で完治が可能ですが、診断の遅れから脳や心臓に合併症を起こすことがあります。そのため、特に陰部にいつもと違う分泌物、傷、発疹などが出現したときには、性交渉を控え、できるだけ早く医療機関を受診することが大切です。
なお、新潟県及び新潟市の保健所では梅毒の無料匿名検査を実施しています。
- 梅毒の感染を予防するには性交渉の際にコンドームを使用することが重要です。

3 届出状況

- 全国・新潟県ともに届出数が多い傾向が続いていますので、引き続き十分な注意が必要です。

届出数		令和4年	令和5年	令和6年
新潟県	計	137	127	17
	男性	100	83	13
	女性	37	44	4
全国	計	12,966	14,906	1004
	男性	8,535	9,608	629
	女性	4,429	5,298	375
	不明	2	-	-

令和6年2月11日現在（全国は令和6年2月4日現在）



保健所・疾患・施設種別 感染症集団発生等報告数(第6週)

令和6年2月5日～令和6年2月11日

新型コロナウイルス感染症	新潟市	村上	新発田	新津	三条	長岡	魚沼	南魚沼	柏崎	十日町	上越	糸魚川	佐渡
児童福祉施設(施設数)	1				1	1							1
老人福祉施設(施設数)	5			2		2					1	1	
障害福祉サービス事業所／ 身体障害者社会参加支援施設 (施設数)	1	1											
保護施設(施設数)													
その他の施設(施設数)													

インフルエンザ	新潟市	村上	新発田	新津	三条	長岡	魚沼	南魚沼	柏崎	十日町	上越	糸魚川	佐渡
児童福祉施設(施設数)	4				1	1							
老人福祉施設(施設数)	2												
障害福祉サービス事業所／ 身体障害者社会参加支援施設 (施設数)						1							
保護施設(施設数)													
その他の施設(施設数)													

感染性胃腸炎	新潟市	村上	新発田	新津	三条	長岡	魚沼	南魚沼	柏崎	十日町	上越	糸魚川	佐渡
児童福祉施設(施設数)	4		1			2			1	1	1	1	
老人福祉施設(施設数)													
障害福祉サービス事業所／ 身体障害者社会参加支援施設 (施設数)						1							
保護施設(施設数)													
その他の施設(施設数)													

その他の感染症	新潟市	村上	新発田	新津	三条	長岡	魚沼	南魚沼	柏崎	十日町	上越	糸魚川	佐渡
児童福祉施設(施設数)						2				1			
老人福祉施設(施設数)													
障害福祉サービス事業所／ 身体障害者社会参加支援施設 (施設数)													
保護施設(施設数)													
その他の施設(施設数)													

※その他の感染症:発熱・風邪症状(RS、ヘルパンギーナ含む)、手足口病等

○ 報告の要件

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合